

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>附 則 第1条～第2条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2</u> 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第1条～第2条 (現行どおり)</p> <p><u>第3条</u> 定款第15条(電子提供措置等)規定にかかわらず、<u>2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>第4条</u> 本附則は、<u>2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年10月26日(予定)
定款変更のための効力発生日	2022年10月26日(予定)

以上